

下水道事業の

健全な運営を目指して

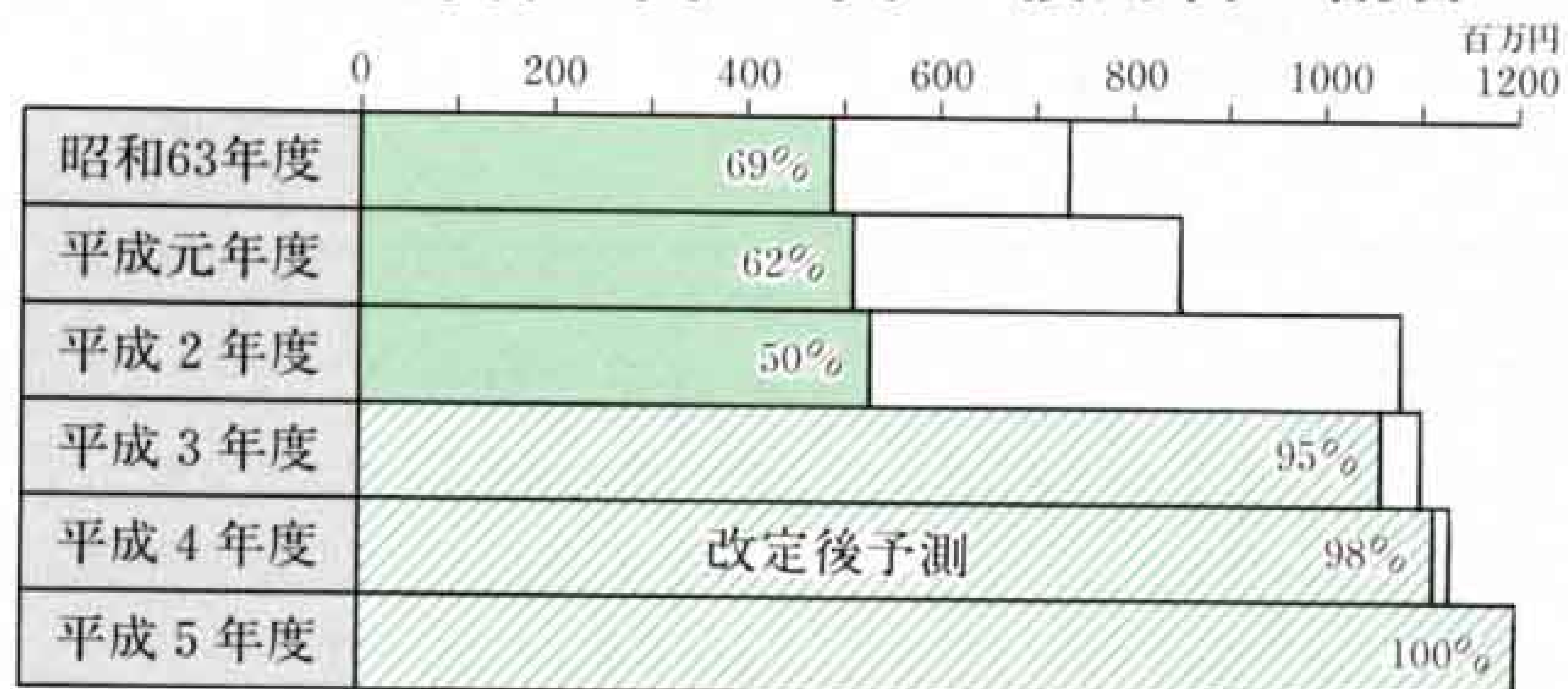
皆さんの

要望にこたえます

健康的で快適な生活環境の確保と、川などの水質保全に、なくてはならない施設となった下水道。現在、二万二千世帯が使用可能で、普及率は約三分の一となりました。市は、「早く下水道を」という皆さんの御要望にこたえるため、年間約五十億円の建設費を投じ、下水道の普及に努めています。

年度別維持管理費と

維持管理費に対する使用料の割合



◎富士処理区の負担区図◎



四月使用分より

使用料を改定

下水道事業は、建設費のほかに下水処理施設などの維持管理費がかかります。その額は、年間約十一億円ですが、下水道が普及するにつれ、年々ふえていくことが予想されます。

下水道は、使用料を払って使っていただきますが、このお金を維持管理費に使います。また国からは、建設費の一部も使用料で賄うようにとの提言もあります。しかし、現在の金額では、維持管理費の半分が賄える収入があるだけです。そこで、今回使用料を改定さ

新しい負担区が

できました

昨年十一月に公共下水道事業計画の変更が認められ、前田、蓼原、岩松地区で下水道整備を進めることになりました。このため、建設費の一部を負担していただく、受益者負担金の負担区を設定しました。

負担区名 富士第二負担区

負担金を納めていただくまで



負担区面積 三百三十六畝
負担金額 土地の面積に、一方メートル当たり二百四十四円を乗じて得た額

下水道ここが知りたい

- Q** 排水量は、どのようにしてはかっているのですか。
A 台所・ふろ・水洗便所などで使った汚水が、すべて下水道に流されるので、下水道の使用量を排水量としています。
- Q** 受益者負担金は、何に使われているのですか。
A 下水道の整備には、たくさんの費用がかかり、全市に行き渡るまで何十年もかかります。そこで少しでも早く下水道が利用できるようにするため、皆さんに納めていただいた受益者負担金を、工事費の一部に充てています。
- Q** 空き地や駐車場にも、負担金がかかるのですか。
A 負担金は、利用状況に関係なく、すべての土地にかかります。
- Q** いつから使用できますか。
A お宅の前に下水道本管が埋設され、使用できる状態になると、文書でお知らせします。
- Q** 使用料金は、何に使われるのですか。
A 処理場の運転費や、下水道管の維持修繕費などに使われます。

問い合わせ 下水道管理課
内線 二五一五・二五一六